

令和8年経済センサス - 活動調査 調査票の記入のしかた



【08】調査票（医療、福祉）

調査票を記入する前に、本書をよくお読みください。

- ◆ この調査は、インターネットで回答することができます。
- ◆ インターネットで回答する方法は、同封の『インターネット回答利用ガイド』をご覧ください。
- ◆ 調査票には、事業所の名称・電話番号・所在地などが、あらかじめ印字されている場合があります。これらは、回答負担を少しでも軽くするため、「令和3年経済センサス - 活動調査」等の結果をもとに印字したものです。
- ◆ 調査票に記入いただいた内容について、後日、おたずねする場合がありますので、22、23ページの下書き用調査票を控えとして保管しておいてください。

記入上の 注意点

- 調査票には、**黒色のペン又はボールペン**で濃く・はっきりと記入してください。（摩擦熱でインクが消えるボールペンは使用しないでください。）
- 記入した内容を訂正する場合は、**二重線で消して修正**してください。
※ 修正テープ・修正液は使用しないでください。

調査票を記入する際に参照するページは、以下のとおりです。

経済センサス - 活動調査
【08】調査票（医療、福祉）
令和8年10月1日 医療系・福祉系事業所

2～5ページ
4～6ページ
7～10ページ
11ページ

経済センサス - 活動調査
【08】調査票（医療、福祉）

12～18ページ



● 記入欄にあらかじめ印字されている場合は、その内容に変更がないかを確認し、変更がある場合は、二重線で消して修正してください。

記入上の注意

「通称名」欄には屋号など(〇〇病院、△△医院など)を記入してください。
フランチャイズ・チェーン店の場合には、チェーン店の名称・店舗名を記入してください。

調査票記入者の連絡先

記入いただいた内容について、後日おたずねする場合がありますので、この調査票を記入される方の氏名及び電話番号を記入してください。

フリガナ 記入者氏名 電話番号	トウケイ ツオン 統計 強 (03) 9876 - 4322 (内線: 9876)	市区町村コード 131104	調査区番号 0048	事業所番号 0038	*	6				
1 名称及び電話番号		フリガナ 正式名称 通称名 電話番号(代表)	トウケイクリニック トウケイクリニック (医)統計診療所 (医)TOKEIクリニック 電話番号(代表) (03) 9876 - 4322							
2 所在地		郵便番号 162-0056	都道府県名 東京都	市区町村名 新宿区	町丁・字・番地・号 若松町3丁目2番1号					
3 この場所での事業所の開設時期		平成27年 平成28年 平成29年 平成30年 平成31年 令和2年 令和3年 令和4年 令和5年 令和6年 令和7年 令和8年 以前								
4 この事業所の従業者数		6月1日現在の従業者数を記入してください。								
区分	(1) この事業所に所属する従業者数							(2) 受入者		
	① 個人業主 (個人経営の事業主で、実際にこの事業所を営んでいる人)	② 個人業主の家族で無給の人	③ 有給役員 (個人経営以外で役員報酬を待っている人)	④ 無期雇用者 (期間を定めずに雇用している人(定年制も含む))	⑤ 有期雇用者 (1か月以上1か月未満、日々雇用)	⑥ 臨時雇用者 (1か月未満、日々雇用)	⑦ 合計 (①~⑥の合計)	⑧ 送出者 (⑦合計のうち、別経営の事業所へ出向又は派遣している人)	⑨ 出向	⑩ 派遣
男	人	人	1人	3人	1人	2人	7人	1人	人	1人
女	人	人	1人	2人	2人	人	5人	人	人	1人
5 この事業所の主な事業の内容		『調査票の記入のしかた』を参照して、できるだけ詳しく記入してください。 ※印字されている場合、内容に変更がありましたら、二重線で消して修正してください。								
(1) 主な事業の内容		一般診療所 (病床数3) (病床数5)								
(2) 生産品、取扱商品又は営業種目		① 内科 ② 小児科 ③								

5 この事業所の主な事業の内容

- あらかじめ印字されている内容に変更がないかを確認し、内容に変更がある場合は、下記及び20・21ページの記入例を参考にして、具体的に記入してください。
- 「(1) 主な事業の内容」の記入に当たっては、複数の事業を行っている場合は、令和7年1月から12月までの1年間の収入金額又は販売金額の最も多い事業を記入してください。
- 「(2) 生産品、取扱商品又は営業種目」の記入に当たっては、収入金額又は販売金額の多い順に記入してください。
- 8 欄「この事業所の単独事業所・本所・支所の別等」の企業全体の主な事業の内容についても下記及び20・21ページの記入例を参考にして、具体的に記入してください。

【記入例1】訪問介護事業を行っていた事業所が、主として通所介護を行う事業所となった場合

訪問介護	デイサービス
①	高齢者対象 通所介護
②	
③	

【記入例2】保育所を営んでいた事業所が、認定こども園となった場合

保育所	幼保連携型認定こども園
①	保育 教育・保育・子育て支援
②	
③	

1 名称及び電話番号

- 名称は、略称ではなく**正式名称**（法人の場合は登記上の名称）を記入してください。

2 所在地

- 登記上の所在地ではなく、**実際に事業を行っている所在地**を記入してください。

3 この場所での事業所の開設時期

- 会社や企業の創業時期ではなく、**この事業所が現在の場所で事業を始めた時期**を記入してください。
- 以下の場合は、**その時期を開設時期**としてください。
 - ・ 個人経営の事業所が株式会社になる（法人成り）など、経営組織を変更した場合
 - ・ 法人が新設（対等）合併した場合
 - ・ 法人が分割により設立された場合
 - ・ この事業所が事業譲渡や吸収合併により別法人の所有となった場合

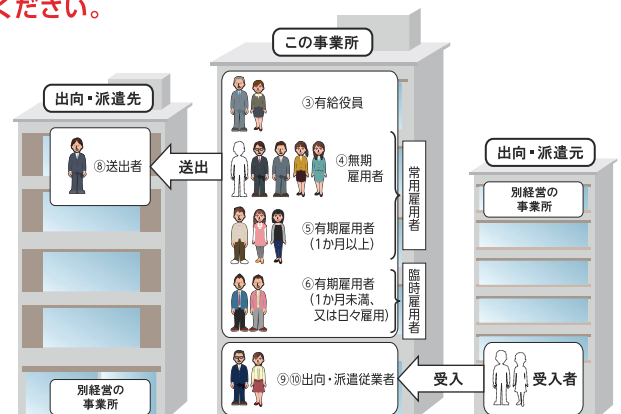
4 この事業所の従業者数

- 令和8年6月1日現在で、「(1)この事業所に所属する従業者数」について、下記を参考に各区分の該当する欄に記入するとともに、「⑦合計」欄に記入してください。
また、「⑧送出者」欄及び「(2)受入者」欄については、下の図<事業所の従業者数の説明>を参考にしてください。

(1)この事業所に所属する従業者数	①個人業主	○ 個人が共同で事業を行っている場合は、 そのうちの一人のみ を個人業主とし、他の人は「④無期雇用者」としてください。 ※ 個人業主欄には2以上の記載をしないでください。	
	②個人業主の家族で無給の人	○ 個人業主の家族で、賃金や給与を受けずに、常時従事している人 × 家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けている人は、「常用雇用者」としてください。	
	③有給役員	○ 法人の取締役、理事などで役員報酬を得ている人 × 無給役員は従業者には該当しません。 ○ 他の法人の役員を兼ねている場合であっても、この法人が役員報酬を支給している場合は、この法人の有給役員に該当します。 ※ 個人経営の場合、「③有給役員」欄の記入は不要です。	
	常用雇用者	④無期雇用者	○ 雇用契約期間を定めずに雇用している人（定年まで雇用される場合を含む。）
		⑤有期雇用者（1か月以上）	○ 1か月以上の期間を定めて雇用している人
	臨時雇用者	⑥有期雇用者（1か月未満、日々雇用）	○ 1か月未満の期間を定めて雇用している人又は日々雇用している人
	⑦合計	○ 「⑨出向」又は「⑩派遣」の受入者のみの場合は「0」と記入してください。	
(2)受入者	⑧送出者（⑦合計のうち、別経営の事業所へ出向又は派遣している人）	○ 労働者派遣法という派遣労働者のほかに、在籍出向などこの事業所に籍を置いたまま、他の会社など別経営の事業所で働いている人	
	⑨出向	○ 在籍出向など、出向元に籍を置いたままこの事業所で働いている人	
	⑩派遣	○ 労働者派遣法という派遣労働者で、この事業所で働いている人 × 別経営の事業所から業務請負により、この事業所の一区画で働いている人は、派遣されている人には含めません。（別経営の事業所の従業者となります。）	

※ 「④無期雇用者」～「⑥有期雇用者（1か月未満、日々雇用）」は正社員、正職員、パート、アルバイト、嘱託、契約社員等の呼称にかかわらず、雇用契約期間の定めに応じて記入してください。

<事業所の従業者数の説明（送出者及び受入者）>



● 記入欄にあらかじめ印字されている場合は、印字されている内容に変更がないかを確認し、変更がある場合は、二重線で消して修正してください。

6 経営組織 ● 経営組織の○囲みの内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。○囲みの印字がない場合は、該当する番号を○で囲んでください。 ● 会社以外の法人：財団・社団法人、学校・宗教・医療法人、協同組合、信用金庫等 ● 法人でない団体：法人格のない労働組合、後援会、協議会等	① 個人経営	② 株式会社 有限会社	③ 合名会社 合資会社	④ 合同会社	⑤ 会社以外 の法人	⑥ 外国の 会社	⑦ 法人でない 団体
	会社						
法人							
7 法人番号 ● 指定されている法人番号13桁を記入してください。不明な場合、法人番号指定通知書又は国税庁ウェブサイト(国税庁法人番号公表サイト)により確認できます。	9 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2						
	法人番号が指定されていない場合は、右の□に「レ」印を記入してください。						

8 この事業所の単独事業所・本所・支所の別等

(1) 単独事業所・本所・支所の別

- 囲みの内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。○囲みの印字がない場合は、該当する番号を○で囲んでください。
- フランチャイズ・チェーン(FC)加盟店についてはFC本部とは独立した組織となるため、FC本部の支所とはなりません。

① 単独事業所 (他の場所に支所・支社・支店を持たない事業所。)	② 本所・本社・本店 (他の場所に支所・支社・支店を持ち、それらを統括する事業所。また、海外のみに支所を持ち、それらを統括する場合も含めます。)	③ 支所・支社・支店 (他の場所にある本所の統括を受けている事業所。)
--------------------------------------	--	---

(2) 企業全体の常用雇用者数及び支所数 ● 常用雇用者とは、無期雇用者と有期雇用者(1か月以上)の合計数です。 ● 工場、営業所などや従業員のいる倉庫、管理人のいる寮なども含めます。	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>国内</td> <td>海外 (現地法人は除く)</td> </tr> <tr> <td>常用雇用者数</td> <td>人</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>支所数</td> <td>事業所</td> <td>事業所</td> </tr> </table>		国内	海外 (現地法人は除く)	常用雇用者数	人	人	支所数	事業所	事業所	(4) 本所の正式名称・所在地等 ● 「正式名称」欄には、登記上の名称を記入してください。 ● 屋号など通称名がある場合は「通称名」欄に記入してください。
	国内	海外 (現地法人は除く)									
常用雇用者数	人	人									
支所数	事業所	事業所									
(3) 企業全体の主な事業の内容 ● 『調査票の記入のしかた』20・21ページを参照して、できるだけ詳しく記入してください。	主な事業の内容 生産品、取扱商品又は営業種目 ① ② ③	フリガナ 本所の正式名称 本所の通称名 本所の電話番号(代表) () - 本所の所在地 〒 -									

これ以降、⑨欄及び⑩欄「①売上(収入)金額」のみ記入してください。

9 消費税の税込み記入・税抜き記入の別

● 選択した記入方法を○で囲んでください。

	① 税込み	② 税抜き
--	-------	-------

10 売上(収入)金額、費用総額及び費用項目

● 令和7年1月から12月までの1年間の売上(収入)金額及び費用総額等について記入してください(この期間で記入できない場合は、令和7年を最も多く含む決算期間について記入してください)。(万円未満四捨五入)

● ⑥欄「経営組織」が「会社以外の法人」の場合は、以下のように記入してください。
 ・「①売上(収入)金額」：経常収益を記入
 ・「②費用総額」：経常費用を記入
 ・「③うち売上原価」：記入不要
 ・「主な費用項目」：各欄に記入

	千億:百億:十億 億 千万:百万 十万:万 円								
	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
① 売上(収入)金額				1	4	1	0	7	0,000
② 費用総額(売上原価+販売費及び一般管理費)				1	1	5	2	8	0,000
③ うち売上原価									0,000
主な費用項目	④ 給与総額				4	9	3	1	0,000
	⑤ 福利厚生費(退職金を含む)				2	5	5	0,000	
	⑥ 動産・不動産賃借料				6	6	6	0,000	
	⑦ 減価償却費				5	4	2	0,000	
	⑧ 租税公課(法人税、住民税、事業税を除く)				1	4	1	0,000	

11 事業別売上(収入)金額

● 記入に当たっては、『調査票の記入のしかた』7～10ページを参照してください。

● ⑩欄「①売上(収入)金額」に記入した売上(収入)金額の内訳を記入してください。(万円未満四捨五入)

● 金額で記入できない場合は、⑩欄「①売上(収入)金額」に占める割合を記入してください。(小数点以下四捨五入)

● ⑥欄「経営組織」が「会社以外の法人」の場合の寄付金、補助金、運営費交付金等は行った事業の収入になります。

事業別内訳	売上(収入)金額						又は割合(%)			
	千億	百億	十億	億	千万	百万		十万	万	円
① 農業、林業、漁業の収入									0,000	
② 鉱物、採石、砂利採取事業の収入									0,000	
③ 製造品の出荷額+加工賃収入額									0,000	
④ 卸売の商品販売額(代理・仲立手数料を含む)									0,000	
⑤ 小売の商品販売額					1	0	0		0,000	
⑥ 建設事業の収入(完成工事高)									0,000	
⑦ 不動産事業の収入					2	0	0		0,000	
⑧ 物品賃貸事業の収入									0,000	
⑨ 飲食サービス事業の収入									0,000	
⑩ 医療、福祉事業の収入				1	3	8	0	7	0,000	
⑪ 電気、ガス、熱供給、水道事業の収入									0,000	
⑫ 運輸、郵便事業の収入									0,000	
⑬ 金融、保険事業の収入									0,000	
⑭ 宿泊事業の収入									0,000	
⑮ 生活関連サービス、娯楽事業の収入									0,000	
⑯ 教育、学習支援事業の収入									0,000	
⑰ 情報通信事業の収入									0,000	
⑱ 学術研究、専門・技術サービス事業の収入									0,000	
⑲ 上記以外のサービス事業の収入									0,000	
合計									⑩欄①の売上(収入)金額	1 0 0

金額で記入できない場合は、右欄に割合を記入してください。

6 経営組織

- 「法人でない団体」には、複数の企業が一つの事業を行う「共同企業体」の事業所を含みます。

7 法人番号

- 13桁の法人番号を記入してください。
- 法人番号は、法人番号指定通知書又は国税庁ウェブサイト（国税庁法人番号公表サイト）により確認できます。
- **会社法人等番号（12桁）ではありません。**
- **マイナンバー（個人番号）は絶対に記入しないでください。**
- 「-」などの記号は記入しないでください。
- 企業年金基金、健康保険組合、土地改良区などで、法人番号が指定されていない場合は、法人番号なしの□に「レ」印を記入してください。

8 この事業所の単独事業所・本所・支所の別等

1. 単独事業所

- ・ 他の場所に、同一経営の本所や支所等を持たない**1企業又は1組織で1事業所**の場合は、「**単独事業所**」となります。

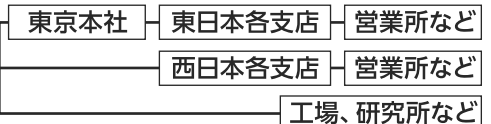
2. 本所・本社・本店

- ・ 他の場所に、同一経営の支所等があつて、**経営主体全体を統括する事業所は、「本所・本社・本店」となります。**
- ・ **1企業に「本所・本社・本店」は一つだけです。**本社が2か所以上に分かれている場合は、代表者のいる事業所を「本所・本社・本店」とし、それ以外を「支所・支社・支店」とします。

大阪本社

3. 支所・支社・支店

- ・ 「本所・本社・本店」等から統括を受けている事業所は、「**支所・支社・支店**」となります。
- ・ 下の例のように名称に本社とあつても、他の事業所から統括を受けていれば、「**支所・支社・支店**」となります。



記入上の注意

- **フランチャイズ・チェーン店の場合**、フランチャイズ・チェーンの本部は**別経営の事業所であり**、チェーン加盟店の「本所・本社・本店」ではありません。ただし、直営店の場合はフランチャイズ・チェーンの本部が「本所・本社・本店」となります。
- **親会社**は「本所・本社・本店」ではありません。
- 単独事業所から本所・本社・本店になった場合は、(2) 及び (3) を記入してください。また、「**9** 消費税の税込み記入・税抜き記入の別」以降については企業全体について記入してください。
- (2) **企業全体の常用雇用者数及び支所数** **本所・本社・本店のみ記入**
<常用雇用者数>
 - **支所・支社・支店を含めた企業全体の常用雇用者数**を国内と海外（**現地法人は除く**）に分けて記入してください。<支所数>
 - 支所数には、支所・支社・支店、工場、営業所などのほか、従業員がいる倉庫や福利厚生施設なども含めます（本所・本社・本店は含まない）。なお、海外現地法人は含めません。
- (3) **企業全体の主な事業の内容** **本所・本社・本店のみ記入**
 - 2ページの「**5** この事業所の主な事業の内容」を参考にして、具体的に記入してください。
- (4) **本所の正式名称・所在地等** **支所・支社・支店のみ記入**
 - 本所の正式名称は、法人名（会社名等）と事業所名（店舗名等）を記入してください。
 - 所在地等は、ビルなどの中にある事業所の場合は、そのビルの名称と入居している階まで記入してください。他の事業所の構内にある場合は、「〇〇構内」（〇〇は入居先の法人名と事業所名）と記入してください。

9 消費税の税込み記入・税抜き記入の別

- **10** 欄以降はできる限り「1税込み」で記入してください。ただし、税込み記入できない場合は「2税抜き」で記入してください。

- 「**10 売上（収入）金額、費用総額及び費用項目**」について … 6ページを参照してください。
- 「**11 事業別売上（収入）金額**」について … 7～10ページを参照してください。

10 売上(収入)金額、費用総額及び費用項目

記入上の注意

- 金額は万円単位で記入してください。(5千円以上1万円未満の場合は、「1」万円、5千円未満又は金額がない場合は「0」万円と記入してください。)
- 「¥」記号は記入しないでください。
- 令和7年1月から12月までの1年間について記入してください。
 - ※ 令和7年1月から12月までの1年間で記入できない場合は、令和7年を最も多く含む決算期間について記入してください。
 - ※ 営業期間が1年に満たない場合であっても記入してください。
- この項目は、「損益計算書」をもとに記入してください。(各項目の内容は、下表を参照してください。)
 ※ 会社以外の法人については「正味財産増減計算書」、「事業活動収支計算書」などをもとに記入してください。
 なお、別途「損益計算書」を作成している場合は、「損益計算書」の該当金額も含めて記入してください。
- 「法人でない団体」の場合は、「①売上(収入)金額」欄に経常収益のみを記入してください。

項目	会社	会社以外の法人
①売上(収入)金額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商品等の販売額又は役務の給付によって実現した売上高、営業収益、完成工事高などを記入してください。 ・ 有価証券、土地・建物、機械・器具などの有形固定資産など、財産を売却して得た収入、給付金や補助金は含めません。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経常収益を記入してください。
②費用総額(売上原価+販売費及び一般管理費)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 売上(収入)金額に対応する費用総額(売上原価+販売費及び一般管理費)を記入してください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経常費用を記入してください。
③うち売上原価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 費用総額のうち売上原価について記入してください。売上原価とは、会社の主たる事業活動による収益を獲得するために直接かかった原価部分で、売上高に対応する商品仕入原価、製造原価、完成工事原価、サービス事業の営業原価及び減価償却費など(売上原価に含まれるもの)の合計になります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 記入不要です。
主な費用項目	④給与総額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 売上原価(人件費、製造原価に含まれる労務費)、販売費・一般管理費に含まれるものを記入してください。 ・ 役員(非常勤を含む)及び従業員(臨時雇用者を含む)に対する給与(所得税・保険料等控除前の役員報酬、役員賞与(賞与引当金繰入額を含む)、労務費、給与、賞与(賞与引当金繰入額を含む)、手当、賃金等)の総額を記入してください。ただし、退職金は含めません。 ・ 別経営の事業所に向向・派遣している従業員に支給している給与を含めます。
	⑤福利厚生費(退職金を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 該当期間に支払うべき事業主負担の法定福利費(厚生年金保険法、健康保険法、介護保険法、労働者災害補償保険法、雇用保険法等によるもの)、福利施設負担額、厚生費、現物給与見積額、退職給付費用、退職金等の総額を記入してください。
	⑥動産・不動産賃借料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地、建物、機械等の賃借料の総額を記入してください。 ・ 経理上売買扱いとなっているリース支払額は含めません。
	⑦減価償却費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 固定資産に係る減価償却費を記入してください。「売上原価」、「販売費及び一般管理費」それぞれに計上された減価償却費の合計になります。
	⑧租税公課(法人税、住民税、事業税を除く)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 営業上負担すべき固定資産税、自動車税、印紙税等の総額を記入してください。 ・ 収入課税の事業税(電気業、ガス業、保険業)はここに含めます。 ・ 税込経理の方法をとっている場合の納付すべき消費税については、ここに含めます。 ・ 法人税、住民税、所得課税の事業税は含めません。

11 事業別売上(収入)金額

記入上の注意

- 金額は万円単位で記入してください。(万円未満は四捨五入してください。)
- 「¥」記号は記入しないでください。
- **11** 欄「事業別内訳」欄の右端に◆印が印字されているものは、「**5**この事業所の主な事業の内容」欄に印字されている事業内容の該当する欄となります。**なお、複数の分野にわたる事業を行っている場合は、◆印の内訳だけでなく、該当するそれぞれの事業欄について、金額を記入してください。**

- 以下の例示を参考に、**10** 欄「①売上(収入)金額」に記入した売上(収入)金額の内訳を記入してください。

① 農業、林業、漁業の収入(動植物の飼育・栽培、林木の育成・林産物の採取、水産動植物の採取・採捕を行う事業)

- 農畜産物の生産(もやし、きのこなどの工場栽培による農産物を含む)
- 農作物の害虫駆除
- 土地改良区の収入
- 畜産業でのきゅう肥による収入(堆きゅう肥加工を行っていない場合)
- 農業に直接関係するサービス業務(農作業の受託、庭園造り、花壇の手入れなど)
- 林産物の生産(立木、素材の販売、きのこ類の採取、木炭の生産)
- 林業に直接関係するサービス業務(造林、伐木作業の受託、鳥獣の捕獲、昆虫類の採捕など)
- 水産動植物の養殖
- 漁業に直接関係するサービス業務(網の設置、養殖場での餌まき業務の受託)
- 自家栽培(取得)した農作物、林産物、水産物を使用して製造、加工を行った場合の収入
- × 有機質肥料の製造 ⇒ 「③製造品の出荷額・加工賃収入額」
- × 他の事業所から購入した農作物、林産物、水産物を使用して製造、加工を行っている場合の収入 ⇒ 「③製造品の出荷額・加工賃収入額」
- × 生産した農畜産物・水産物を、製造用作業場で専従の従業員が加工し出荷した場合 ⇒ 「③製造品の出荷額・加工賃収入額」
- × 一般消費者が所有する穀類の精穀作業 ⇒ 「⑤生活関連サービス、娯楽事業の収入」
- × 土木工事を伴う公園造成に関する収入 ⇒ 「⑥建設事業の収入(完成工事高)」

② 鉱物、採石、砂利採取事業の収入(鉱物の採掘、採石、砂利を採取する事業、又は選鉱その他の品位向上処理に関する事業)

- 採掘・採石現場での破碎・粉砕
- 砂、砂利、玉石等を採取(採石)して販売する場合の収入
- × 鉱石から含有する金属を抽出するための製錬及び精製 ⇒ 「③製造品の出荷額・加工賃収入額」
- × 石炭からのコークス製造及びコークスの副産物製造 ⇒ 「③製造品の出荷額・加工賃収入額」
- × 採掘された岩石の破壊・粉砕を採石現場以外で行った場合 ⇒ 「③製造品の出荷額・加工賃収入額」

③ 製造品の出荷額・加工賃収入額(製品を製造し、卸売・小売業者に販売する事業)

- 自己の製造した製品の他の企業への出荷額
- 自社で製造をしている事業者が、他の企業に委託又は下請けで製造させた生産品の出荷額
- 他の企業から原材料の支給を受け加工した収入(加工賃収入)
- 船舶修理、鉄道車両の修理又は改造(自家用を除く)、航空機及び航空機用原動機のオーバーホール(製造する設備・能力を有する場合)に関する収入
- 金属工作機械又は金属加工機械を据え付け、多種多様の機械及び部分品の製造加工と修理を行っている場合の収入
- × 機械等の据付工事(製造品に含まれない場合) ⇒ 「⑥建設事業の収入(完成工事高)」
- × 仕入商品を加工せず他の企業に販売した場合の販売額 ⇒ 「④卸売の商品販売額(代理・仲立手数料を含む)」
- × 自社で全く製造をしていない事業者が、委託又は下請けで製品を作らせ、これを自己の名称で卸売した場合の収入 ⇒ 「④卸売の商品販売額(代理・仲立手数料を含む)」
- × 仕入商品を加工せず一般消費者に販売した場合の販売額 ⇒ 「⑤小売の商品販売額」
- × 製造した商品(菓子、パン、建具、畳など)をその場で又は自ら配達して直接一般消費者に販売した場合の販売額 ⇒ 「⑤小売の商品販売額」

④ 卸売の商品販売額(代理・仲立手数料を含む)(購入した商品を別の事業者販売する事業)

- 他の者から購入した(仕入れた)商品をその性質や形状を変えないで、小売事業所、他の卸売事業所や他産業の事業所に販売した場合の販売額
※性質や形状を変えないもの:検査・選別・洗浄・包装・小分け・充てんなどの販売に伴う軽度な加工をしたもの。ただし、食品の真空包装及び医薬品の小分けを除く
- 他の事業所のために卸売業の商品売買の代理行為や仲立人として卸売業の商品売買のあっせんを行った場合に、その取引の代理、仲立行為から得た手数料
- 自社で全く製造をしていない事業者が、委託又は下請けで製品を作らせ、これを自己の名称で卸売した場合の収入
- パチンコ景品交換所が、卸売事業所等に特殊景品を販売した場合の販売額
- × 製造した商品をこの事業所内で直接個人又は家庭用消費者に販売した場合の販売額 ⇒ 「⑤小売の商品販売額」

11 事業別売上(収入)金額(つづき)

⑤ 小売の商品販売額(商品を個人や家庭に販売する事業)

- 仕入れた商品又は製造した商品を主として家庭用消費者に販売した場合の販売額
- 一般消費者からの注文で金属製及び木製家具を製作し取り付けることによる収入
- 自社で全く製造をしていない事業者が、委託又は下請けで製品を作らせ、これを自己の名称で小売した場合の収入
- この事業所内で製造した商品をこの事業所内で直接個人又は家庭用消費者に販売した場合の販売額(菓子、パン、建具、畳などを製造し、主として個人用又は家庭用消費のためにその場で直接販売)
- 予め調理した飲食料品の小売
- 調剤薬局の医薬品販売
- × 自ら製造したものを店舗によらず、インターネット等を用いて販売した場合の販売額 ⇒ 「③製造品の出荷額・加工賃収入額」
- × 再販業者やホテル、工場、建設業者など産業用使用者への販売額 ⇒ 「④卸売の商品販売額(代理・仲立手数料を含む)」
- × 販売商品に関する修理料、修理を専業としている場合の収入 ⇒ 「⑨上記以外のサービス事業の収入」

⑥ 建設事業の収入(完成工事高)(建設工事を行う事業)

- 土木工事、建築工事(リフォームを含む)、設備工事(電気工事、電気通信工事、管工事など)
- 自己建設による土地の造成、建物の建設
- 製造品の出荷に附帯する据付工事(据付工事費が製造品と分離できる場合)
- × 測量や建設工事のコンサルタント、設計、監理 ⇒ 「⑩学術研究、専門・技術サービス事業の収入」
- × プラントエンジニアリング事業 ⇒ 「⑩学術研究、専門・技術サービス事業の収入」
- × 自己建設によらない土地分譲、建設建売事業 ⇒ 「⑦不動産事業の収入」

⑦ 不動産事業の収入(土地、建物の売買・賃貸・管理を行う事業)

- 不動産売買(自己建設によるものを除く)
- 不動産賃貸・管理(土地、貸事務所、貸倉庫、貸会議室、貸家、駐車場など)
- 不動産売買・賃貸の仲介業務
- × 不動産鑑定事業 ⇒ 「⑩学術研究、専門・技術サービス事業の収入」
- × 映画館、劇場、スポーツ施設などの賃貸 ⇒ 「⑤生活関連サービス、娯楽事業の収入」
- × 公民館など社会教育施設の利用料 ⇒ 「⑥教育、学習支援事業の収入」
- × 展示会会場、集会場などの賃貸(時間又は日数単位で賃貸するもの) ⇒ 「⑨上記以外のサービス事業の収入」
- × 下宿業 ⇒ 「④宿泊事業の収入」
- × 倉庫業 ⇒ 「⑫運輸、郵便事業の収入」
- × ビルメンテナンス業 ⇒ 「⑨上記以外のサービス事業の収入」
- × 自己建設による不動産取引収入 ⇒ 「⑥建設事業の収入(完成工事高)」

⑧ 物品賃貸事業の収入(物品を賃貸する事業)

- リース、レンタル事業(産業用機械器具、事務用機械、自動車、娯楽用品、映画・演劇用品、音楽・映像記録物、貸衣しょう、福祉用具など)
- × 映画配給事業 ⇒ 「⑦情報通信事業の収入」
- × リネンサプライ事業(シーツ、ベッドカバーなど) ⇒ 「⑤生活関連サービス、娯楽事業の収入」
- × コインロッカー等の一時的な物品預り ⇒ 「⑤生活関連サービス、娯楽事業の収入」

⑨ 飲食サービス事業の収入(客の注文に応じて調理した飲食料품을その場所で飲食させる又は持ち帰りや配達により提供する事業)

- レストラン、食堂、喫茶店、ラーメン店などでの飲食サービス
- 居酒屋、スナック、バーなどアルコールを含む飲料をその場所で飲食させる事業
- 注文に応じて調理した料理品の販売(持ち帰りすし、持ち帰り弁当など)
- 配達飲食サービス(宅配ピザ、仕出し料理、給食センターなど)
- × 作り置きした飲食料品の販売 ⇒ 「⑤小売の商品販売額」

⑩ 医療、福祉事業の収入(医療や社会福祉に関するサービスを提供する事業)

- 医療サービス及びこれに附帯するサービス(歯科用の補てつ物、矯正装置の作成、骨髄バンクなど)
- 保健衛生事業(健康相談事業、水質検査事業など)
- 社会保険事業(公的年金、公的医療保険、公的介護保険事業など)
- 児童福祉事業(保育所、児童養護施設など)
- 介護事業(老人ホーム、通所・短期入所生活(療養)介護事業、訪問介護事業など)
- 障がい者福祉事業
- 社会福祉施設における宿泊施設の収入
- 住居のない要保護者の世帯に対する宿舍提供施設など
- 保育所、認定こども園(保育所型)、認定こども園(地方裁量型)
※認定こども園(保育所型)及び認定こども園(地方裁量型)における幼児教育の収入は、まとめて「⑩医療、福祉事業の収入」とします。
- 歯科医の指示による歯科医療用の充てん物又は矯正装置の作成・修理・加工
- × 調剤薬局の医薬品販売 ⇒ 「⑤小売の商品販売額」
- × ペストコントロール事業(害獣・害虫、細菌、ウィルス等の防除・駆除・消毒) ⇒ 「⑨上記以外のサービス事業の収入」
- × 農作物の害虫駆除 ⇒ 「①農業、林業、漁業の収入」

11 事業別売上(収入)金額(つづき)

⑩ 医療、福祉事業の収入(医療や社会福祉に関するサービスを提供する事業)(つづき)

- × 獣医業 ⇒ 「⑩学術研究、専門・技術サービス事業の収入」
- × 水質汚濁測定分析(環境計量証明) ⇒ 「⑩学術研究、専門・技術サービス事業の収入」
- × 歯科医の指示によらない歯科材料の製造 ⇒ 「③製造品の出荷額・加工賃収入額」
- × 幼保連携型認定こども園、認定こども園(幼稚園型) ⇒ 「⑩教育、学習支援事業の収入」
※幼保連携型認定こども園及び認定こども園(幼稚園型)における保育の収入は、まとめて「⑩教育、学習支援事業の収入」とします。

⑪ 電気、ガス、熱供給、水道事業の収入(各エネルギーの供給などを行う事業)

- 電力事業の収入(電気事業営業収益のうち電灯料、電力料、地帯間販売電力料、他社販売電力料、託送収益)
- 自家発電の電力販売
- ガス事業の収入(ガス売上、託送供給収益)
- 地域冷暖房事業
- 下水道処理施設維持管理業
- × 電気製品の販売店 ⇒ 「⑤小売の商品販売額」
- × 電気・ガス・水道事業所からの検針・集金業務の請負 ⇒ 「⑨上記以外のサービス事業の収入」
- × 電気工事、給排水設備工事 ⇒ 「⑥建設事業の収入(完成工事高)」
- × 灯油、プロパンガスなどの燃料の小売販売額 ⇒ 「⑤小売の商品販売額」
- × 灯油、プロパンガスなどの燃料の卸売販売額 ⇒ 「④卸売の商品販売額(代理・仲立手数料を含む)」
- × かんがい用水供給 ⇒ 「①農業、林業、漁業の収入」

⑫ 運輸、郵便事業の収入(旅客の貨物の運送を行う事業、郵便物又は信書便物を送達する事業)

- 鉄道業、道路運送業、水運業、航空運輸業
- 倉庫業(普通倉庫、水面木材倉庫、冷蔵倉庫、冷蔵保管料収入を含む)
- 飲食店で調理した飲食料物を配達人が自転車等により配達するサービス
- 運輸に附帯するサービス(港湾運送業、貨物運送取扱業、運送代理店・宅配の取次ぎ、梱包業、運輸施設提供業、レッカー・ロードサービス業、水先業、検数・検量業など)
- 運輸施設の利用料収入
- × 運転代行サービス ⇒ 「⑤生活関連サービス、娯楽事業の収入」
- × 自動車駐車場 ⇒ 「⑦不動産事業の収入」
- × 手荷物、自転車等の一時的な物品預り ⇒ 「⑤生活関連サービス、娯楽事業の収入」

⑬ 金融、保険事業の収入(資金の融通を行う事業や保険・共済を取り扱う事業)

- 銀行業、協同組織金融業、貸金業、質屋、クレジットカード業、その他非預金信用機関
- 金融商品取引業、商品先物取引業
- 補助的金融業(信託業、金融代理業、両替業、商品取引所など)
- 保険業(保険代理業、損害査定業を含む)

⑭ 宿泊事業の収入(宿泊場所を提供する事業)

- 旅館、ホテル、簡易宿泊所、下宿所、保養所、キャンプ場の宿泊サービス
※宿泊料金に飲食代が含まれている場合は、まとめて「⑭宿泊事業の収入」とします。
- リゾートクラブ事業
- × 社会福祉施設が行う宿泊事業 ⇒ 「⑩医療、福祉事業の収入」
- × 貸家業、貸間業 ⇒ 「⑦不動産事業の収入」

⑮ 生活関連サービス、娯楽事業の収入(個人を対象に家庭生活に関連したサービスや娯楽を提供する事業)

- DPE(現像・焼付・引伸)の取り次ぎにより取引先の業者から受け取る手数料
- 洗濯・理容・美容・浴場事業(リネンサプライ、エステティック、コインランドリーなどを含む)
- 旅行業、物品預り業、冠婚葬祭業、写真現像・焼付業、運転代行業など
- 衣服裁縫修理業(個人持ちの材料の縫製)
- 食品貸加工業(個人持ちの材料の加工)
- 映画館、興行事業、競馬・競輪・競艇・オートレース事業
- 公園、遊園地事業、スポーツ施設提供事業(入園料、使用料など)
- ビリヤード場、パチンコホール、ゲームセンター、カラオケボックス事業など
- 家事代行サービス
- × 理容学校・美容学校(各種学校) ⇒ 「⑩教育、学習支援事業の収入」
- × スポーツ・健康教授業 ⇒ 「⑩教育、学習支援事業の収入」
- × 倉庫業 ⇒ 「⑫運輸、郵便事業の収入」

⑯ 教育、学習支援事業の収入(教育や教養・技能などを教授する事業)

- 幼稚園、幼保連携型認定こども園、認定こども園(幼稚園型)、小学校、中学校、高等学校、専修学校、各種学校、大学などの教育事業
※幼保連携型認定こども園及び認定こども園(幼稚園型)における保育の収入は、まとめて「⑩教育、学習支援事業の収入」とします。
- 社会教育事業(公民館、図書館、博物館、動植物園、社会通信教育など)
- 職業教育事業

11 事業別売上(収入)金額(つづき)

⑯ 教育、学習支援事業の収入(教育や教養・技能などを教授する事業)(つづき)

- 学習塾、教養・技能教授業(音楽、書道、生花・茶道、外国語会話、スポーツ・健康教授、料理教室、カルチャー教室など)
- × 保育所、認定こども園(保育所型)、認定こども園(地方裁量型) ⇒ 「⑩医療、福祉事業の収入」
※認定こども園(保育所型)及び認定こども園(地方裁量型)における幼児教育の収入は、まとめて「⑩医療、福祉事業の収入」とします。
- × 他の分類(「小売の商品販売額」、「不動産事業」など)に該当する事業
- × 附属病院における医業収入 ⇒ 「⑩医療、福祉事業の収入」
- × 附属研究所における収入 ⇒ 「⑩学術研究、専門・技術サービス事業の収入」
- × テマパーク、スポーツ施設提供事業(陸上競技場、体育館、フィットネスクラブなど) ⇒ 「⑩生活関連サービス、娯楽事業の収入」

⑰ 情報通信事業の収入(情報の制作、加工、伝達、処理、提供、インターネットに附随したサービスの提供を行う事業)

- 新聞、書籍の発行
- 機関誌の発行
- 通信サービス(電話、無線、インターネット接続など)
- 通信に附帯するサービス(携帯電話の契約、解約に関する手数料など)
- 放送サービス(受信料、テレビ放送時間の販売収入など)
- 映画、テレビ番組などの制作、配給
- 広告制作(印刷物、テレビコマーシャルなど)
- ニュース供給(通信社のニュース供給など)
- ソフトウェア事業(受託ソフトウェア開発、パッケージソフトウェア開発など)
- 情報処理サービス(データエントリー、受託計算サービス、システム等管理運営受託など)
- 各種調査(市場調査、世論調査など)
- 情報提供サービス(不動産情報、気象情報など)
- ポータルサイト・サーバ運営業務(インターネット・ショッピング・サイト運営業務を含む)
- ウェブコンテンツ配信(映像、音楽、ゲームソフト配信など)
- インターネット利用サポート業務(電子認証、セキュリティサービスなど)
- サーバハウジング、サーバホスティング
- × デザイン、コピーライター、広告代理業、インターネット広告業 ⇒ 「⑩学術研究、専門・技術サービス事業の収入」
- × 新聞、書籍等の印刷業務、情報記録物(ゲーム用ディスク等)の複製・製造 ⇒ 「③製造品の出荷額・加工賃収入額」
- × 携帯電話の販売代金 ⇒ 「④卸売の商品販売額(代理・仲立手数料を含む)」又は「⑤小売の商品販売額」

⑱ 学術研究、専門・技術サービス事業の収入(学術的研究、専門的な知識・技術を提供する事業)

- 研究、製品開発事業
- 法律、会計、税務、通訳・翻訳、不動産鑑定などの専門サービス
- デザイン、機械設計業
- 著述家、芸術家業(作家、シナリオライター、評論家、美術家、作曲家など)
- 広告事業(広告主のために広告する事業及び広告代理業など総合的な広告サービスの提供)
- 獣医業、建築設計、測量、商品検査、計量証明、写真業などの技術サービス事業
- プラントエンジニアリング、プラントメンテナンス(製造品の出荷に附帯する保守・点検の代金(保守・点検費が製造品と分離できる場合))
- 経営コンサルタント事業
- 持株会社における子会社の管理業務(子会社からの配当金、グループ経営指導料など)
- × 広告制作(印刷物、テレビコマーシャルなど) ⇒ 「⑰情報通信事業の収入」
- × 広告主以外の事業者からの依頼で行うサンプル配布、ポスティング業 ⇒ 「⑨上記以外のサービス事業の収入」
- × 写真現像事業 ⇒ 「⑩生活関連サービス、娯楽事業の収入」
- × 船積貨物の検査業、検量業、船積貨物鑑定業 ⇒ 「⑫運輸、郵便事業の収入」

⑲ 上記以外のサービス事業の収入(他に分類されないサービスを提供する事業)

- 廃棄物処理事業(ごみ収集運搬、ごみ処分、浄化槽保守点検など)
- 自動車整備事業
- 機械等修理事業(機械修理、電気機械修理、表具、家具・時計・履物修理、保守・点検料など)
- 職業紹介・労働者派遣事業
- 建物サービス事業、警備事業
- 事業所サービス事業(コールセンター、ディスプレイ業、ポスティング、サンプル配布業、速記・複写、集金業など)
- 多目的ホール、イベントホール、展示会会場、見本市会場、集会場などの施設を運営する事業
- ペストコントロール事業(害獣・害虫、細菌、ウィルス等の防除・駆除・消毒)
- 実業団体、同業団体、労働団体、学術・文化団体の寄付金
- 協同組合の賦課金
- 政治・経済・文化団体の会費収入
- × 観光協会 ⇒ 「⑫運輸、郵便事業の収入」
- × プラントメンテナンス ⇒ 「⑩学術研究、専門・技術サービス事業の収入」
- × 農作物の害虫駆除 ⇒ 「①農業、林業、漁業の収入」

● 記入欄にあらかじめ印字されている場合は、印字されている内容に変更がないかを確認し、内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。

記入上の注意

- 12 ～ 16 欄は、単独事業所及び本所・本社・本店のみ記入してください。
- 15 ・ 16 欄は、単独事業所及び本所・本社・本店のうち、会社のみ記入してください。
- 金額は万円単位で記入してください。(万円未満を四捨五入してください。)
- 「¥」記号は記入しないでください。

12 設備投資の有無及び取得額 ・令和7年1月から12月までの1年間に行った設備投資の有無について、該当する番号を○で囲んでください。 ・取得額(減価償却前の額)を記入してください。 ・中古品は含めません。	① 設備投資を行った	② 設備投資を行わなかった	※有形固定資産には、事務所、店舗、倉庫などの建造物、暖冷房設備、照明設備などの附属設備、自動車などの車両運搬具等やそれらの手付金を含めます。 (万円未満四捨五入)																																												
	<table border="1"> <tr> <td>新規設備取得額</td> <td>千億</td> <td>百億</td> <td>十億</td> <td>億</td> <td>千万</td> <td>百万</td> <td>十万</td> <td>万</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産(土地を除く)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>無形固定資産(ソフトウェアのみ)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>5</td> <td>0</td> <td>0,000</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			新規設備取得額	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円	有形固定資産(土地を除く)					1	0	0	0,000		無形固定資産(ソフトウェアのみ)					5	0	0,000																
新規設備取得額	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円																																						
有形固定資産(土地を除く)					1	0	0	0,000																																							
無形固定資産(ソフトウェアのみ)					5	0	0,000																																								
13 自家用自動車の保有台数 ・業務に使用する自家用自動車の台数を記入してください(リースで借りている車両も含めます)。	(1) 貨物自動車 0 台	(2) 乗用自動車 2 台	(3) バス 0 台																																												
	※人員輸送のみの使用は除きます。																																														
14 土地・建物の所有の有無 ・それぞれ該当する番号を○で囲んでください。	土地 ① ある ② ない	建物 ① ある ② ない	※借地、借家や関連会社名義の土地、建物は含めません。																																												
	15 資本金等の額及び外国資本比率 ・印字されている場合、内容に変更がありましたら、二重線で消して修正してください。																																														
会社のみ記入	(1) 資本金又は出資金、基金の額を記入してください。		(2) うち外国資本比率を記入してください。																																												
	<table border="1"> <tr> <td>十兆</td> <td>兆</td> <td>千億</td> <td>百億</td> <td>十億</td> <td>億</td> <td>千万</td> <td>百万</td> <td>十万</td> <td>万</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0,000</td> </tr> </table>		十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円											0,000	(万円未満四捨五入)	<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>%</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(小数点第2位四捨五入)</td> </tr> </table>											%										
十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円																																					
										0,000																																					
										%																																					
										(小数点第2位四捨五入)																																					
16 決算月 ・印字されている場合、内容に変更がありましたら、二重線で消して修正してください。	月 (月)		※本決算月を記入してください。年2回決算を採用している場合は両方の月を記入してください。																																												

裏面(第2面)にお進みください。

12 設備投資の有無及び取得額

- 「有形固定資産(土地を除く)」には、令和7年1月から12月までの1年間に土地を除く有形固定資産に新規に計上した額を記入してください。
 - ・有形固定資産とは、建物及び附属設備、構築物、機械及び装置、船舶、車両及び運搬具、建設仮勘定、耐用年数が1年以上の工具、器具、備品及びこれらのリース資産(売買取引と同様の会計処理をしたもの)をいいます。
 - ・建設仮勘定から振替によって計上した固定資産額は含めません。
- 「無形固定資産(ソフトウェアのみ)」には、令和7年1月から12月までの1年間のソフトウェアに対する投資のうち、無形固定資産に新規に計上した額を記入してください。
- 固定資産に計上したリース物件のうち、令和7年1月から12月までの1年間に新たに契約した物件を含めます。
- 以下については、設備投資に含めません。
 - ・建物、構築物等の取得額に含まれる土地の取得又は改良費用
 - ・店舗併用住宅の居住用部分
 - ・中古品

13 自家用自動車の保有台数

- 自家用自動車(いわゆる白ナンバー(軽自動車を含む。))のうち、業務に使用する自動車について、以下の種類ごとの台数を記入してください。マイカー通勤、レジャー等のみに使用している自動車や輸送目的で使用していない建設・工事機械等の自動車は含めません。
【自動車の種類】
 貨物自動車: 貨物の輸送に使用する自動車をいいます。
 乗用自動車: 主に人員の輸送に使用する自動車で、乗車定員10人以下のものをいいます。
 バス: 主に人員の輸送に使用する自動車で、乗車定員11人以上のものをいいます。
- リースで借りている自動車についても保有台数に含めてください。

14 土地、建物の所有の有無

- 国内で企業として所有している土地・建物の有無について、それぞれ該当する番号を○で囲んでください。なお、借地、借家や関連会社名義となっている土地・建物は含めません。

記入上の注意

- 金額は万円単位で記入してください。(万円未満を四捨五入してください。)
- 「¥」記号は記入しないでください。

17 サービス収入の内訳

- 下記のサービスの種類について、当てはまるものすべてを記入してください。(万円未満四捨五入)
- 金額で記入できない場合は、第1面の10欄「①売上(収入)金額」に占める割合を記入してください。(小数点以下四捨五入)

サービスの種類		番号	売上(収入)金額							又は割合(%)					
			千億	百億	十億	億	千万	百万	十万				万	円	
⑩医療、福祉事業の収入															
医療サービス(入院)	公的医療保険適用	1					2000				0,000	金額で記入できない場合は、右欄に割合を記入してください。			
	病院、診療所などが入院患者に対して行う公的医療保険適用の医療サービス														
公的医療保険適用外	2					1000				0,000					
病院、診療所などが入院患者に対して行う公的医療保険適用外の医療サービス															
医療サービス(外来(歯科を除く))	公的医療保険適用	3					7200				0,000				
	病院、診療所などが外来患者(歯科を除く。)に対して行う公的医療保険適用の医療サービス(精神保健福祉センターなどの健康相談施設が提供する医療サービスを含む。)														
公的医療保険適用外	4					2807				0,000					
病院、診療所などが外来患者(歯科を除く。)に対して行う公的医療保険適用外の医療サービス(臨床心理士などの医師以外の者が行う健康相談サービスを含む。)															
医療サービス(外来(歯科))	公的医療保険適用	5									0,000				
	病院、診療所などが外来患者(歯科に限る。)に対して行う公的医療保険適用の医療サービス														
公的医療保険適用外	6									0,000					
病院、診療所などが外来患者(歯科に限る。)に対して行う公的医療保険適用外の医療サービス															
保健予防活動サービス		7					500				0,000				
病院、診療所などが行う各種の健康診断、人間ドック、予防接種、妊産婦保健指導等の保健予防サービス															
産後ケアサービス		8									0,000				
母子保健法に基づき、出産後一年を経過しない女子及び乳児に、短期間入所、通所又は訪問により、産後ケアを行うサービス															
助産サービス		9									0,000				
助産師が妊婦等に対して助産又は保健指導を行うサービス															
訪問看護サービス	公的医療保険適用	10									0,000				
	看護師などが療養を受ける状態にある者の居宅において、療養上の世話又は必要な診療の補助(公的医療保険適用)を提供するサービス														
公的医療保険適用外	11									0,000					
看護師などが療養を受ける状態にある者の居宅において、療養上の世話又は必要な診療の補助(公的医療保険適用外)を提供するサービス															
施術サービス	公的医療保険適用	12									0,000				
	国家資格を有したあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師が公的医療保険適用の医業類似行為である施術を提供するサービス														
公的医療保険適用外	13									0,000					
国家資格を有したあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師が公的医療保険適用外の医業類似行為である施術を提供するサービス又は療術を提供するサービス															

17 サービス収入の内訳

- ここでいう「サービス収入」とは、13～17ページ掲載の分類表に記載されている「サービスの種類」による収入をいいます。
- 調査票第1面の10欄「①売上(収入)金額」に記入した売上高のうち、「内容例示等」を参考に当てはまるものすべてについて「サービスの種類」別に「売上(収入)金額」を記入してください。
- **金額で記入できない場合は、調査票第1面の10欄「①売上(収入)金額」を100(%)とした割合(小数点以下四捨五入)で記入してください。**
- 事業を行っているものの、サービスの種類に対応する売上(収入)金額がない場合は、「0」万円又は「0」%と記入してください。
- 過去の経済構造実態調査で金額を計上している箇所に◆を印字しています。

事業別内訳は、調査票第1面 **11** 欄「事業別売上(収入)金額」の事業別内訳「⑦、⑩、⑱、⑲」に対応しています。
 ※事業別内訳「⑦、⑱、⑲」は、分類表「サービスの種類」に記載のないサービスに係る収入については記入不要です。

事業別内訳	サービスの種類	番号	内容例示等
⑩ 医療、福祉事業の収入	医療サービス		
	医療サービス(入院) 公的医療保険適用	1	病院、診療所などが入院患者に対して行う公的医療保険適用の医療サービス
	医療サービス(入院) 公的医療保険適用外	2	病院、診療所などが入院患者に対して行う公的医療保険適用外の医療サービス
	医療サービス(外来 (歯科を除く)) 公的医療保険適用	3	病院、診療所などが外来患者(歯科を除く。)に対して行う公的医療保険適用の医療サービス ※精神保健福祉センターなどの健康相談施設が提供する医療サービスを含みます。 ※訪問やオンラインにより公的医療保険適用の医療(歯科を除く。)を提供するサービスを含みます。
	医療サービス(外来 (歯科を除く)) 公的医療保険適用外	4	病院、診療所などが外来患者(歯科を除く。)に対して行う公的医療保険適用外の医療サービス ※臨床心理士などの医師以外の者が行う健康相談サービスを含みます。 ※訪問やオンラインにより公的医療保険適用外の医療(歯科を除く。)を提供するサービスを含みます。
	医療サービス(外来 (歯科)) 公的医療保険適用	5	病院、診療所などが外来患者(歯科に限る。)に対して行う公的医療保険適用の医療サービス ※訪問やオンラインにより公的医療保険適用の医療(歯科に限る。)を提供するサービスを含みます。
	医療サービス(外来 (歯科)) 公的医療保険適用外	6	病院、診療所などが外来患者(歯科に限る。)に対して行う公的医療保険適用外の医療サービス ※訪問やオンラインにより公的医療保険適用外の医療(歯科に限る。)を提供するサービスを含みます。
	保健予防活動サービス	7	病院、診療所などが行う各種の健康診断、人間ドック、予防接種、妊産婦保健指導等の保健予防サービス ※訪問やオンラインにより保健予防活動を行うサービスを含みます。 【内容例示】 ×産後ケアサービス ⇒ 「8 産後ケアサービス」
	産後ケアサービス	8	母子保健法に基づき、出産後一年を経過しない女子及び乳児に、短期間入所、通所又は訪問により、産後ケア(心身の状態に応じた保健指導、療養に伴う世話又は育児に関する指導、相談その他の援助)を行うサービス 【内容例示】 ×保健予防活動サービス ⇒ 「7 保健予防活動サービス」 ×助産サービス ⇒ 「9 助産サービス」 ×保育サービス ⇒ 「18 保育サービス」 ×家事代行サービス ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「⑱生活関連サービス、娯楽事業の収入」に該当
	助産サービス	9	助産師が妊婦等に対して助産又は保健指導を行うサービス 【内容例示】 ×病院及び診療所における正常分娩又は妊婦検診を行うサービス ⇒ 「2 医療サービス(入院)(公的医療保険適用外)」、「4 医療サービス(外来(歯科を除く))(公的医療保険適用外)」 ×病院及び診療所における妊産婦保健指導を行うサービス ⇒ 「7 保健予防活動サービス」 ×産後ケアサービス ⇒ 「8 産後ケアサービス」
	訪問看護サービス 公的医療保険適用	10	看護師などが療養を受ける状態にある者の居宅において、療養上の世話又は必要な診療の補助(公的医療保険適用)を提供するサービス
	訪問看護サービス 公的医療保険適用外	11	看護師などが療養を受ける状態にある者の居宅において、療養上の世話又は必要な診療の補助(公的医療保険適用外)を提供するサービス
	施術サービス 公的医療保険適用	12	国家資格を有したあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師が公的医療保険適用の医業類似行為である施術を提供するサービス 【内容例示】 ○あん摩・マッサージ・指圧・鍼・灸・柔道整復サービスのうち、公的医療保険の適用されるもの
施術サービス 公的医療保険適用外	13	国家資格を有したあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師が公的医療保険適用外の医業類似行為である施術を提供するサービス又は療術を提供するサービス 【内容例示】 ○あん摩・マッサージ・指圧・鍼・灸・柔道整復サービスのうち、公的医療保険の適用されないもの ○医業類似行為である温泉療法・催眠療法・視力回復・カイロプラクティックのサービス	

17 サービス収入の内訳

- 下記のサービスの種類について、当てはまるものすべてを記入してください。(万円未満四捨五入)
- 金額で記入できない場合は、第1面の⑩欄「①売上(収入)金額」に占める割合を記入してください。(小数点以下四捨五入)

サービスの種類	番号	売上(収入)金額								又は割合(%)			
		千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万				円
⑩医療、福祉事業の収入													
医療附带サービス	14									0,000			
歯科技工、臓器等バンク、検体検査、医療用器材の滅菌サービス等の医療に付帯するサービス													
その他の医療に関連するサービス	15					100				0,000			
医療サービスのうち、文書料など他に分類されないもの													
保健衛生サービス	16									0,000			
水質検査(環境計量証明サービスに含まれるものを除く。)、動物愛護センターにおける動物保護、貯水槽水道の管理の検査などの保健衛生サービス													

サービスの種類	番号	売上(収入)金額								又は割合(%)			
		千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万				円
⑩医療、福祉事業の収入													
社会保険事業サービス	17									0,000			
社会保険事業団体(健康保険組合、共済組合など)の掛金収入など													
保育サービス	18									0,000			
保育所などが乳児又は幼児を保育するサービス(保育所が提供する給食サービスや施設提供サービスを含む。)													
その他の児童福祉サービス	19									0,000			
放課後児童クラブ・放課後子ども教室、障害児向けなどのその他の児童福祉サービス													
介護サービス	20	公的介護保険適用								0,000			
		公的介護保険が適用される介護サービス											
	公的介護保険適用外	21								0,000			
公的介護保険が適用されない介護サービス													
その他の社会福祉サービス	22									0,000			
障害者向けなどのその他の社会福祉サービス													

金額で記入できない場合は、

事業別内訳は、調査票第1面 **11** 欄「事業別売上 (収入) 金額」の事業別内訳「⑦、⑩、⑱、⑲」に対応しています。
 ※事業別内訳「⑦、⑱、⑲」は、分類表「サービスの種類」に記載のないサービスに係る収入については記入不要です。

事業別内訳	サービスの種類	番号	内容例示等
⑩ 医療、福祉事業の収入	医療サービス(続き)		
	医療附带サービス	14	歯科技工(歯科医療用の補てつ物・充てん物・矯正装置の作成、修理又は加工)、臓器等バンク、検体検査、医療用器材の滅菌サービス等の医療に附带するサービス 【内容例示】 × 歯科医の指示によらない歯科材料の製造 ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「③製造品の出荷額・加工賃収入額」
	その他の医療に関連するサービス	15	医療サービスのうち、他に分類されないもの 【内容例示】 ○文書料
	保健衛生サービス	16	水質検査(環境計量証明サービスに含まれるものを除く。)、動物愛護センターにおける動物保護、貯水槽水道の管理の検査などの保健衛生サービス 【内容例示】 × 検体検査サービス ⇒ 「14 医療附带サービス」 × 寝具消毒・乾燥サービス ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「⑤生活関連サービス、娯楽事業の収入」に該当 × 環境計量証明サービス ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「⑩学術研究、専門・技術サービス事業の収入」に該当 × 物品消毒、電話機消毒サービス ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「⑲上記以外のサービス事業の収入」に該当
	社会保険事業サービス	17	社会保険事業団体(健康保険組合、共済組合など)の掛金収入など
	児童福祉サービス		
	保育サービス	18	保育所などが乳児又は幼児を保育するサービス ※保育所が提供する給食サービスや施設提供サービスを含みます。 【内容例示】 ○保育所・地域型保育事業・保育所型認定こども園・地方裁量型認定こども園・認可外保育施設が提供する保育サービス ○病児保育サービス × 幼稚園、幼稚園型認定こども園、幼保連携型認定こども園などが、幼児の保育、幼児に対する教育を提供するサービス ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「⑱教育、学習支援事業の収入」に該当
	その他の児童福祉サービス	19	放課後児童クラブ・放課後子ども教室、障害児向けなどのその他の児童福祉サービス 【内容例示】 ○乳児院サービス、児童養護施設サービス、養育支援訪問事業、養子縁組支援サービス × 放課後児童健全育成事業、学校・家庭・地域連携協力推進事業等の補助金対象外放課後児童クラブ ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「⑱教育、学習支援事業の収入」に該当
	介護サービス		
	介護サービス 公的介護保険適用	20	公的介護保険が適用される介護サービス 【内容例示】 × サービス付き高齢者向け住宅の賃貸サービス(家賃分のみ) ⇒ 「23 住宅賃貸サービス」 × 福祉用具のレンタル ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「⑩物品賃貸事業の収入」に該当 × 福祉用具の販売 ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「④卸売の商品販売額(代理・仲立手数料を含む)」又は「⑤小売の商品販売額」に該当
介護サービス 公的介護保険適用外	21	公的介護保険が適用されない介護サービス 【内容例示】 × サービス付き高齢者向け住宅の賃貸サービス(家賃分のみ) ⇒ 「23 住宅賃貸サービス」 × 福祉用具のレンタル ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「⑩物品賃貸事業の収入」に該当 × 福祉用具の販売 ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「④卸売の商品販売額(代理・仲立手数料を含む)」又は「⑤小売の商品販売額」に該当 × 家庭に対する掃除・洗濯・料理などを提供するサービス ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「⑱生活関連サービス、娯楽事業の収入」に該当	
その他の社会福祉サービス	22	障害者向けなどのその他の社会福祉サービス 【内容例示】 ○社会福祉協議会・共同募金会・善意銀行などが行う社会福祉サービス ○社会福祉施設による宿泊サービス	

⑦不動産事業の収入										右欄に割合を記入してください。			
住宅賃貸サービス		23							0,000				
住宅賃貸サービス(旅館業法の許可を受けていない下宿サービスを含む。)													
非住宅用建物賃貸サービス (収納スペース賃貸サービス、会議室・ホール等賃貸サービスを除く)		24							0,000				
非住宅用建物又はスペースを賃貸するサービス(収納スペース賃貸サービス、会議室・ホール等賃貸サービス(時間又は日数単位で賃貸するもの)を除く。)													
屋外広告スペース提供サービス		25							0,000				
屋外の広告スペース(看板、横断幕、電柱、アドバルーンなど)を提供するサービス													
⑧学術研究、専門・技術サービス事業の収入(⑩医療、福祉事業の収入)													
食料品検査サービス		26							0,000				
食料品検査サービス													
⑨上記以外のサービス事業の収入													
各種団体・組合における賦課金・会費収入		27							0,000				
各種経済、労働、学術・文化団体及び協同組合における経営指導、情報提供サービス													
寄付金、補助金、運営費交付金等		28						200	0,000				
寄付金、補助金、助成金、運営費交付金など事業活動によって得た収入以外の収入													

備考

令和7年1月から2月まで改装のため休業

備考

- 令和7年に休業期間があった場合など、事業活動について通常と異なることがあれば記入してください。

事業別内訳は、調査票第1面 **11** 欄「事業別売上(収入)金額」の事業別内訳「⑦、⑩、⑱、⑲」に対応しています。
 ※事業別内訳「⑦、⑱、⑲」は、分類表「サービスの種類」に記載のないサービスに係る収入については記入不要です。

事業別内訳	サービスの種類	番号	内容例示等
⑦ 不動産事業の収入	住宅賃貸サービス	23	住宅賃貸サービス ※旅館業法の許可を受けていない下宿サービスを含みます。 【内容例示】 ○学生寮を賃貸するサービス ×下宿サービス(旅館業法の許可を受けているもの) ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】 第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「⑭宿泊事業の収入」に該当
	非住宅用建物賃貸サービス (収納スペース賃貸サービス、会議室・ホール等賃貸サービスを除く)	24	非住宅用建物又はスペースを賃貸するサービス (収納スペース賃貸サービス、会議室・ホール等賃貸サービス(時間又は日数単位で賃貸するもの)を除く。) 【内容例示】 ○事務所、店舗用建物・スペース賃貸 ○物流施設・スペース賃貸 ○シェアオフィス(月又は年単位で賃貸するもの) ×スポーツ施設提供 ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】 第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「⑮生活関連サービス、娯楽事業の収入」に該当 注:会議室・ホール等を時間又は日数単位で賃貸するサービスは、それぞれ以下のとおり分類する。 ×シェアオフィス、会議室賃貸 ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】 第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「⑦不動産事業の収入」に該当 ×劇場式ホール賃貸 ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】 第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「⑮生活関連サービス、娯楽事業の収入」に該当 ×集会場、多目的ホール賃貸 ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】 第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「⑲上記以外のサービス事業の収入」に該当
	屋外広告スペース提供サービス	25	屋外の広告スペース(看板、横断幕、電柱、アドバルーンなど)を提供するサービス 【内容例示】 ○デジタルサイネージ、ポスター等の掲示場所の提供 ○チラシの設置場所の提供 ○アドカー、アドサイクル、広告用飛行船 ×駅、鉄道車両、バス停、バス、港、船舶、空港、航空機などの広告スペースの提供 ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】 第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「⑫運輸、郵便事業の収入」に該当
⑱ 学術研究、専門・技術サービス事業の収入	食料品検査サービス	26	食料品検査サービス 【内容例示】 ○食品衛生法に基づく食品検査 ⇒ 第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「⑩医療、福祉事業の収入」に含めて回答してください。 ○上記以外の食品検査 ⇒ 第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「⑱学術研究、専門・技術サービス事業の収入」に含めて回答してください。
⑲ 上記以外の収入のサービス	各種団体・組合における賦課金・会費収入	27	各種経済、労働、学術・文化団体及び協同組合における経営指導、情報提供サービス 【内容例示】 ○協同組合の組合員に対する賦課金 ○入会金、会費(会員に対し一切の情報提供を行っていない場合は「28 寄付金、補助金、運営費交付金等」に該当する。) ×寄付金、補助金、運営費交付金 ⇒ 「28 寄付金、補助金、運営費交付金等」 ×観光協会の会費 ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】 第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「⑫運輸、郵便事業の収入」に該当 ×土地改良区の賦課金 ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】 第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「①農業、林業、漁業の収入」に該当
	寄付金、補助金、運営費交付金等	28	寄付金、補助金、助成金、運営費交付金など事業活動によって得た収入以外の収入 【内容例示】 ○会社以外の法人の受取利息・配当金収入 注:会社の場合、給付金、補助金などの営業外収益は「売上(収入)金額」に含めませんので、「28 寄付金、補助金、運営費交付金等」の記入は不要です。

「会社以外の法人」が寄付金、補助金、運営費交付金等を収入として得た場合の記入例

- 社会福祉活動、障害者・高齢者支援等を行っている社会福祉協議会の記入例

ア 事業活動による収入(寄付金、補助金、運営費交付金等の収入を除く)	3億5000万円(その他の社会福祉サービス)
イ 寄付金収入	300万円
ウ 補助金収入	8500万円
ア～ウの合計	4億3800万円

- (1) 調査票第1面の **10** 欄「①売上(収入)金額」は、**寄付金、補助金、運営費交付金等を含めた**、上記のア～ウの合計金額となります。

	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
① 売上(収入)金額				4	3	8	0	0	0,000

- (2) 調査票第1面の **11** 欄「事業別売上(収入)金額」は、上記(1)の事業別の内訳となります。**寄付金、補助金、運営費交付金等の収入は、それを得た事業活動の区分に従って、各事業の「売上(収入)金額」に含めて記入してください。**
 ここでは、「医療、福祉」の事業活動について得た寄付金、補助金であるため、「⑩医療、福祉事業の収入」欄の「売上(収入)金額」に含めて記入します。

事業別内訳	売上(収入)金額									又は割合(%)
	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円	
① 農業、林業、漁業の収入									0,000	金額で記入できない場合は、右欄
② 鉱物、採石、砂利採取事業の収入									0,000	
③ 製造品の出荷額・加工賃収入額									0,000	
④ 卸売の商品販売額(代理・仲立手数料を含む)									0,000	
⑤ 小売の商品販売額									0,000	
⑥ 建設事業の収入(完成工事高)									0,000	
⑦ 不動産事業の収入									0,000	
⑧ 物品賃貸事業の収入									0,000	
⑨ 飲食サービス事業の収入									0,000	
⑩ 医療、福祉事業の収入				4	3	8	0	0	0,000	

- (3) 調査票第2面の **17** 欄「サービス収入の内訳」は上記(2)のうちサービスの事業内容ごとの内訳となります。**寄付金、補助金、運営費交付金等については、特定の事業(この例においては「22 その他の社会福祉サービス」)に含めず、「28 寄付金、補助金、運営費交付金等」として、「売上(収入)金額」を記入します。**

その他の社会福祉サービス	22	ア	3	5	0	0	0	0,000	この場合は、			
障害者向けなどのその他の社会福祉サービス												
寄付金、補助金、運営費交付金等	28	イ+ウ	8	8	0	0	0,000					
寄付金、補助金、助成金、運営費交付金など事業活動によって得た収入以外の収入												

主な事業の内容の記入例

● 本社などで、管理事務を行っている場合

- 主として企業全体や配下の支所の**管理事務**を行っている場合は、「管理事務」と記入するとともに、管理下の全事業所を通じた全体の主な事業の内容を記入してください。

(1)	管理事務 (福祉事業)	
(2)	①	就労継続支援事業B型
	②	デイサービス
	③	訪問介護

● 病院、診療所などの場合

- 専門の科名と**病床数**を記入してください。
- 医院などで、病床数がなければ「病床数0」と記入してください。

(1)	診療所 (病床数15)		(1)	クリニック (病床数0)	
(2)	①	内科	(2)	①	内科
	②	小児科		②	
	③			③	

● 福祉事業を行っている場合

- 児童福祉、老人福祉、障がい者福祉など、サービスを提供する対象がわかるように記入してください。また、施設の種類のわかるように記入してください。
- 1箇所で、複数の施設を運営している場合は、主な施設の種類のわかるように記入してください(同じ場所であっても、他者が経営している事業所は除きます)。

(1)	老人デイサービスセンター		(1)	介護老人保健施設		(1)	グループホーム (障がい者を対象)	
(2)	①	デイサービス	(2)	①	療養	(2)	①	生活支援
	②	訪問介護		②	リハビリ		②	
	③	居宅介護支援		③			③	

(1)	高齢者複合福祉施設		(1)	シェルターの運営		(1)	グループホーム (認知症の老人を対象)	
(2)	①	特別養護老人ホーム	(2)	①	女性保護施設	(2)	①	介護
	②	認知症老人グループホーム		②			②	
	③	老人デイサービス		③			③	

主な事業の内容の記入例 (つづき)

● 福祉事業を行っている場合(つづき)

(1)	高齢者介護サービス業 (介護保険適用)	
(2)	①	付き添い
	②	買い物
	③	

〔 付き添い等の生活全般の支援を行う場合は、介護保険適用か否かわかるように記入してください。 〕

● 健康診断を行っている場合

- ・ 診断のみ行うか、治療まで行うかわかるように記入してください。

(1)	健康診断事業	
(2)	①	健康診断
	②	人間ドック
	③	

● 訪問介護事業を行っている場合

- ・ 介護の対象者(高齢者、障がい者、障がい児)がわかるように記入してください。

(1)	訪問介護事業	
(2)	①	高齢者
	②	
	③	

● 就労継続支援事業を行っている場合

- ・ 雇用契約を結び働く場所を提供する「A型」又は雇用契約を結ばないで働く場所を提供する「B型」の別がわかるように記入してください。
- ・ また、「A型」の場合は、主な事業の内容を記入してください。

(1)	就労継続支援A型事業所	
(2)	①	パン製造小売
	②	焼き菓子製造小売
	③	

(1)	就労継続支援B型事業所	
(2)	①	障がい者福祉事業
	②	
	③	

● マッサージなどを行っている場合

- ・ 具体的な施術内容がわかるように記入してください。

(1)	マッサージ	
(2)	①	指圧マッサージ
	②	足裏マッサージ
	③	

(1)	カイロプラクティック	
(2)	①	整体
	②	骨盤調整
	③	

● 地域型保育事業を行っている場合

- ・ 事業類系「家庭的保育事業(保育ママ、家庭福祉員)」、「小規模保育事業」、「居宅訪問型保育事業(ベビーシッター)」、「事業所内保育事業」がわかるように記入してください。

(1)	小規模保育事業	
(2)	①	保育
	②	
	③	

● 認定こども園の場合

- ・ 認定こども園の場合は、**類型(「幼保連携型」、「幼稚園型」、「保育所型」、「地方裁量型」)**があり、その類型がわかるように記入してください。

(1)	保育所型認定こども園	
(2)	①	保育・教育・子育て支援
	②	
	③	

経済センサス - 活動調査
【08】調査票 (医療、福祉)

⑦ サービス収入の内訳

・下記のサービスの種類について、当てはまるものすべてを記入してください。(万円未満四捨五入)
 ・金額で記入できない場合は、第1面の⑩欄「売上(収入)金額」に占める割合を記入してください。(小数点以下四捨五入)

サービスの種類	番号	売上(収入)金額 千円百数十円 億 千円百円十円 万 円	又は割合 (%)
⑩医療、福祉事業の収入			
医療サービス(診療)	1	0,000	
公的医療保険適用			
病院、診療所などが入院患者に対して行う公的医療保険適用の医療サービス			
公的医療保険適用外	2	0,000	
病院、診療所などが入院患者に対して行う公的医療保険適用外の医療サービス			
医療サービス(診療を除く)	3	0,000	
公的医療保険適用			
病院、診療所などが外来患者(歯科を除く)に対して行う公的医療保険適用外の医療サービス(精神保健センターなどの健康相談施設が提供する医療サービスを含む)			
公的医療保険適用外	4	0,000	
病院、診療所などが外来患者(歯科を除く)に対して行う公的医療保険適用外の医療サービス(歯科心理士などの医師以外の者が行う健康相談サービスを含む)			
医療サービス(外来)	5	0,000	
公的医療保険適用			
病院、診療所などが外来患者(歯科に限る)に対して行う公的医療保険適用外の医療サービス			
公的医療保険適用外	6	0,000	
病院、診療所などが外来患者(歯科に限る)に対して行う公的医療保険適用外の医療サービス			
保健予防活動サービス	7	0,000	
病院、診療所などが行う各種の健康診断、人間ドック、予防接種、妊産婦保健指導等の保健予防サービス			
産後ケアサービス	8	0,000	
母子保健法に基づき、出産後一年を経過しない女子及び乳児に、短期間入院、通所又は訪問により、産後ケアを行うサービス			
助産サービス	9	0,000	
助産師が妊婦等に対して助産又は保健指導を行うサービス			
訪問看護サービス	10	0,000	
公的医療保険適用			
看護士などが療養を受ける状態にある者の居宅において、療養上の世話又は必要な診療の補助(公的医療保険適用)を提供するサービス			
公的医療保険適用外	11	0,000	
看護士などが療養を受ける状態にある者の居宅において、療養上の世話又は必要な診療の補助(公的医療保険適用外)を提供するサービス			
介護サービス	12	0,000	
公的医療保険適用			
国家資格を有したあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師が公的医療保険適用外の医療類似行為である施術を提供するサービス			
公的医療保険適用外	13	0,000	
国家資格を有したあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師が公的医療保険適用外の医療類似行為である施術を提供するサービス又は療養を提供するサービス			
医療附帯サービス	14	0,000	
歯科技工、眼鏡等ハンカ、鏡框調整、医療用器材の滅菌サービス等の医療に附帯するサービス			
その他の医療に関連するサービス	15	0,000	
医療サービスのうち、文書料など他に分類されないもの			
保健衛生サービス	16	0,000	
水質検査(環境計量証明サービスに含まれるものを除く)、動植物センターにおける動物保護、貯水排水道の管理の取組などの保健衛生サービス			

金額で記入できない場合は、右欄に割合を記入してください。

医療福祉

サービスの種類	番号	売上(収入)金額 千円百数十円 億 千円百円十円 万 円	又は割合 (%)
⑩医療、福祉事業の収入			
社会保険事業サービス	17	0,000	
社会保険事業団体(健康保険組合、共済組合など)の掛金収入など			
保育サービス	18	0,000	
保育所などが乳児又は幼児を保育するサービス(保育所が提供する給食サービスや施設提供サービスを含む)			
その他の児童福祉サービス	19	0,000	
放課後児童クラブ・放課後子ども教室、障害児向けなどのその他の児童福祉サービス			
介護サービス	20	0,000	
公的介護保険が適用される介護サービス			
公的介護保険適用外	21	0,000	
公的介護保険が適用されない介護サービス			
その他の社会福祉サービス	22	0,000	
障害者向けなどのその他の社会福祉サービス			
不動産事業の収入			
住宅貸付サービス	23	0,000	
住宅貸付サービス(旅館業法の許可を受けていない下宿サービスを含む)			
非生計用建物賃貸サービス	24	0,000	
(収納サービス賃貸サービス、会議室・ホール賃貸サービスを除く)非生計用建物又はスペースを賃貸するサービス(収納サービス賃貸サービス、会議室・ホール賃貸サービス(時間又は日数単位で賃貸するものを除く))			
屋外広告スペース提供サービス	25	0,000	
屋外の広告スペース(看板、横断幕、電柱、アドバランなど)を提供するサービス			
⑩学術研究、専門・技術サービス事業の収入(⑩医療、福祉事業の収入)			
食料品検査サービス	26	0,000	
食料品検査サービス			
⑩上記以外のサービス事業の収入			
各種団体・組合における懇話会、会費収入	27	0,000	
各種修業、研修、学術・文化団体及び協同組合における経営指導、情報提供サービス			
寄付金、補助金、運営費交付金等	28	0,000	
寄付金、補助金、運営費交付金など事業活動によって得た収入以外の収入			

金額で記入できない場合は、右欄に割合を記入してください。

備考

調査票へのご記入ありがとうございました。

調査票を提出する前に、記入漏れや記入誤りがないか、
最後にもう一度、ご確認ください。